令和８年（フ）第８０４０号
東京都練馬区高野台１丁目15―３―302
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５０号
東京都三鷹市井口４丁目８―14―101
債務者　鶴田　　颯
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５３号
東京都世田谷区桜丘２丁目７―18
債務者　吉田　有希
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２２２号
大阪市住吉区長居３丁目９番９号　ニート・ドウェリング　601号
債務者　小池　　唯
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２７号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番１―705号
ふぁみーゆセントラルパーク
債務者　掃部　託矢
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３４６号
大阪市浪速区桜川２丁目４番13―305号
債務者　市　　拓人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８７号
大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―1015号
債務者　田中　静香
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７９２０号
東京都新宿区四谷４丁目21―27―202
債務者　曾川　　強
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０３２号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート　21棟601
債務者　浦野　　剛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１６号
東京都足立区江北４丁目14―２―302
債務者　柴田三枝子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

令和４年（フ）第１４６８号
名古屋市中村区椿町７番１号
破産者　株式会社ＯＶＡ２１
令和８年１０月２９日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２７３号
奈良市八島町270番地の26
破産者　大羽　　昇
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３２８号
茨城県水戸市白梅２丁目３番51―509号　サザンスクェア白梅
破産者　柏木菜穂美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２２４号
長崎県長崎市牧島町508番地10、開始決定時の住所長崎県長崎市戸石町681―220　ＭＯＤＥＲＮ　ＰＡＬＡＺＺＯ戸石Ｅ108
破産者　田中　清隆
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２０７０号
神奈川県藤沢市宮前370番地の１　グランドゥール203号室
破産者　齋藤　　誠
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４０４号
栃木県足利市板倉町1039番地２
破産者　菊地　典夫
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部